

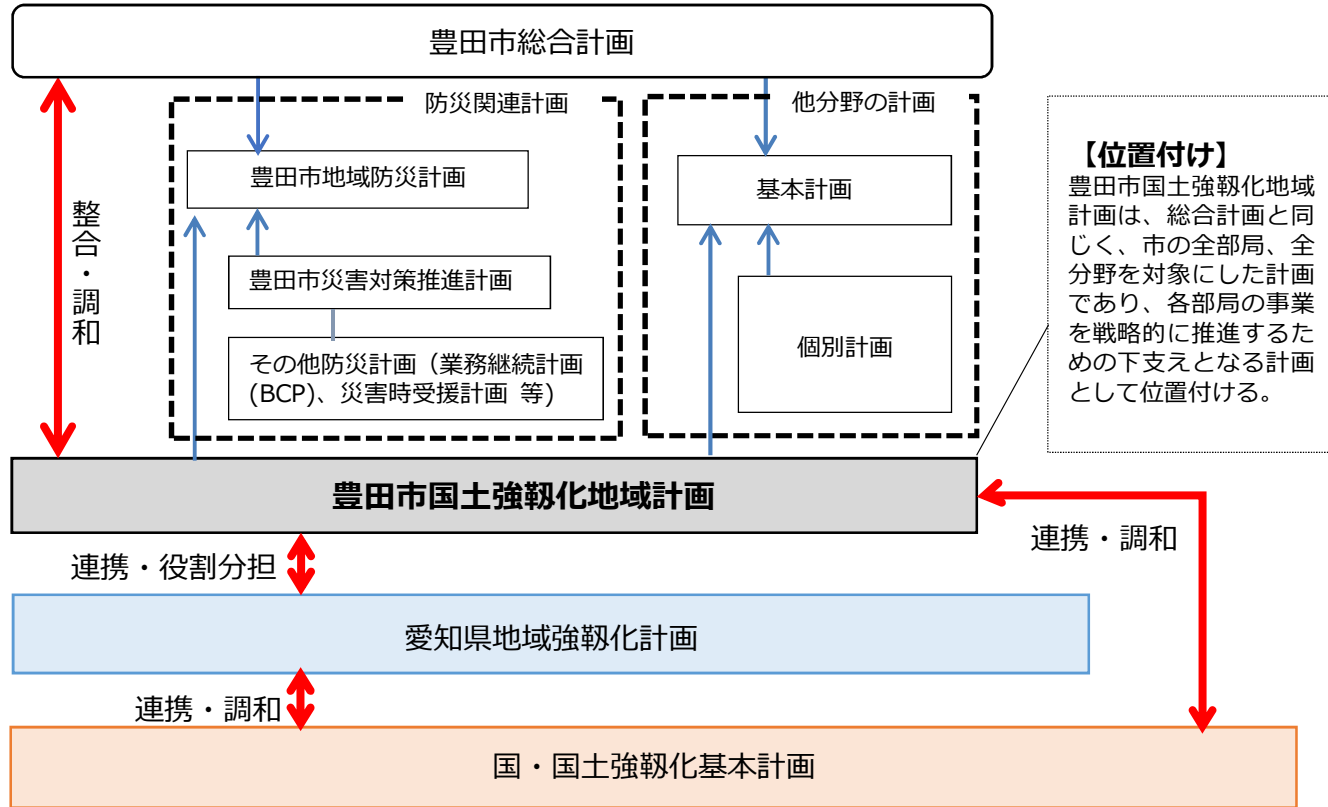
# 豊田市国土強靱化地域計画（概要版）

## 第1章 計画の策定趣旨、位置付け

### 【計画の策定趣旨】

本市の強靱化に関する施策を国や県全体の国土強靱化政策・動向を踏まえ、国基本計画、県地域計画との調和を図りつつ、国や県、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進する指針として国土強靱化基本法第13条に基づき策定する。

この計画により、南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害から人命・財産と市民生活及び社会経済活動の確実な維持を目的とした対策を進める。



- 計画の対象区域：豊田市全域
- 想定するリスク：豊田市に被害が生じる地震、風水害、土砂災害などの大規模自然災害全般

## 第2章 豊田市の地域特性等

- (1) 地形的特性 (2) 気候的特性 (3) 人口特性 (4) 産業特性
- (5) 土地利用の特性 (6) 本市に影響を及ぼす大規模自然災害の6点で、状況を分析した。

## 第3章 強靱化の基本的な考え方（基本目標）

- ①市民の生命を最大限守る。
- ②地域及び社会の重要な機能を維持する。
- ③市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- ④迅速な復旧復興を可能とする。
- ⑤愛知県及び近隣市町との連携を強化する。

## 第4章 強靱化の現状と課題（脆弱性評価）

### (1) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

国が定めた国土強靱化基本計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と41の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定した。

### (2) 施策分野（個別施策分野と横断的分野）の設定

国が定めた国土強靱化基本計画において設定された施策分野をもとに設定する。

個別施策分野（11）	
① 行政機能／警察・消防等／防災教育等	⑦ 交通・物流
② 住宅・都市	⑧ 農林水産
③ 保健医療・福祉	⑨ 国土保全
④ エネルギー	⑩ 環境
⑤ 情報通信	⑪ 土地利用
⑥ 産業・経済	
横断的分野（5）	
① リスクコミュニケーション	④ 研究開発
② 人材育成	⑤ 産学官民・広域連携
③ 老朽化対策	

### (3) 脆弱性評価の実施手順

これまでに本市が取り組んでいる施策について、リスクシナリオ及び施策分野ごとに取組状況や課題を分析するとともに、進捗が遅れている施策や新たな施策の必要性について検討・整理した。



## 第5章 推進すべき施策

脆弱性評価結果を踏まえ、本市の強靱化施策の推進方針（259項目（主な方針を次ページに記載）を重要業績指標とともに設定した（推進方針は、リスクシナリオごと及び施策分野ごとに設定）。

## 第6章 計画推進の方策

本市の強靱化施策を着実に推進するため、PDCAサイクルを通じて、不断の点検・改善を行う。

- 計画の推進体制：全庁的な体制の下、取組を推進する。
- 計画の進捗管理：毎年度、重要業績指標等を用い、各施策の進捗状況の把握等を実施する。
- 計画の見直し：施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年ごとに本計画の全体を見直す。また、毎年度の進捗管理の中で、適宜必要な見直しを行う。

「リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針一覧（主なものを抜粋）」

事前に備えるべき目標(8目標)	起きてはならない最悪の事態(41事態)	主な推進方針
<b>1 直接死を最大限防ぐ</b>		
1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	・住宅・建築物等の耐震化の促進 ・公共施設等の耐震化の推進・促進 ・家具の転倒防止対策等の継続的な防災訓練や防災教育等の推進	
1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	・火災に強いまちづくり等の推進 ・情報通信関係施策の推進	
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	・ハード対策・ソフト対策を組み合わせた浸水対策の推進 ・継続的な防災訓練や防災教育等の推進	
1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	・土砂災害対策の推進 ・山地災害、森林・農地等の保全機能の低下への対応	
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	・死傷者の発生防止のための対策	
<b>2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</b>		
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	・食料・燃料等の備蓄 ・物資調達・供給体制、受援体制の構築等	
2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	・孤立集落の発生を防ぐ施設整備等の推進	
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	・災害対応の体制・資機材強化 ・消防団員の確保	
2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱	・帰宅困難者対策の推進 ・帰宅困難者等の受入態勢の確保	
2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	・災害時における医療機能の確保・支援体制強化 ・救急輸送の遅延の解消 ・要配慮者に対する福祉支援ネットワークの構築	
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	・避難所となる施設の衛生環境の確保	
2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	・避難所における良好な生活環境の確保等 ・避難所における必要物資の確保等 ・避難所外避難者への対策の整備	
<b>3 必要不可欠な行政機能は確保する</b>		
3-1 被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	・公共の安全等の秩序維持体制の整備 ・地域コミュニティの強化に向けた行政等の支援	
3-2 市職員・市所有施設等の被災による機能の大幅な低下	・自治体の業務継続計画の見直し ・防災拠点等の電力確保等 ・タイムラインの策定	
<b>4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</b>		
4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	・情報通信機能の対災害性の強化・高度化等 ・災害対応力の強化等	
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	・情報伝達手段・体制の確保 ・多様な情報提供手段の確保	
4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	・効果的な教育・啓発の実施 ・情報伝達、収集手段の多様化の推進等 ・避難勧告の発令 ・状況情報を基にした主体的避難の促進	
<b>5 経済活動を機能不全に陥らせない</b>		
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	・個別企業BCP策定等の促進 ・道路ネットワークの整備、道路の災害対策の推進	

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響	・燃料供給ルート確保に向けた施設と体制整備 ・災害時のエネルギー供給の優先順位の整理	
5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	・有害物質等の流出防止対策	
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止による甚大な影響	・交通施設の防災対策の推進 ・幹線交通分断に伴うリスクの想定及び対策の推進	
5-5 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	・金融機関等における防災対策の推進	
5-6 食料等の安定供給の停滞	・食品産業事業者等の災害対策の強化	
5-7 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	・上水道、農業水利施設の耐震化等の推進	
<b>6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</b>		
6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	・電力・ガス等の供給ネットワーク等の災害対応力強化 ・自立・分散型エネルギーの導入の促進等	
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	・水道施設等の耐震化等の促進	
6-3 下水道施設等の長期間にわたる機能停止	・下水道施設の耐震化・下水道BCPの策定	
6-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通インフラの長期間にわたる機能停止	・輸送ルート確保の強化 ・交通ネットワークの迅速な再開に向けた体制の整備	
6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全	・防災インフラの耐震化・液状化対策等の推進	
<b>7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</b>		
7-1 地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生	・火災に強いまちづくり等の推進 ・消防団員の確保等	
7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺	・沿道の住宅・建築物の耐震化の促進 ・災害情報の収集体制の強化	
7-3 雨水ポンプ場等の防災施設、ため池、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	・ため池の防災対策の推進 ・雨水ポンプ場等の防災対策の推進 ・土砂災害対策の推進	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出による国土の荒廃	・有害物質の漏えい等の防止対策の推進	
7-5 農地・森林等の被害による国土の荒廃	・適切な森林の整備・保全	
<b>8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</b>		
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物仮置場の確保推進 ・災害廃棄物輸送体制の構築	
8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	・復旧・復興を担う人材の育成等 ・事前復興、復興方針・体制づくりの推進 ・災害ボランティアの円滑な受入れ ・円滑な遺体の処理に向けた体制の確保	
8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	・浸水等の被害軽減に資する対策の推進 ・地籍整備の促進	
8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ	・仮設住宅・復興住宅の迅速な建設に向けた体制強化	
8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	・文化財の耐震化等の推進 ・コミュニティの活力の確保 ・美術館等の展示物・収蔵物の被害の最小化	
8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	・地籍調査の推進等 ・復興体制や手順の検討等	
8-7 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響	・風評被害を防止する確かな情報発信のための体制強化 ・災害からの復旧・復興施策等の推進	